



# 山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外 (37)

## 目 次

### 企業局関係

#### 規 程

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程.....	1
山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程.....	2
山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....	3
山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程.....	同
山形県企業局工業用水道管理規程の一部を改正する規程.....	4

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第9号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

#### 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中

庶務係、職員係、財務第一係、財務第二係、出納係	を
企画係、調整係	
業務係、電気係、土木係	
調整係、管理係、建設係、施設整備係	

に改める。

庶務係	に改める。
業務係、土木係	
調整係	

第13条第2項中「、技術補佐」を削り、同条第3項の表中

を

課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。	を
技術補佐	技術に関し、課長を補佐し、課の技術に係る事務を整理する。	
専門員	上司の命を受けて特定事項を処理する。	

に改める。

課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理し、及び担当事務を有する場合にあつては担当事務を処理する。	に改める。
専門員	担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。	

第17条の表中

電気第一係、電気第二係、電気第三係、管理係、ダム管理係
電気第一係、電気第二係、電気第三係、管理係

を

電気係、ダム管理係
庶務係

に改める。

第25条の表中

給水係、施設第一係、施設第二係
庶務係
給水係、施設係
庶務係
給水係、施設係、建設係
総務係
給水係、施設第一係、施設第二係

を

庶務係
庶務係
庶務係
給水係
庶務係
施設係

に改める。

第27条第3項の表中

総務係
給水係、施設第一係、施設第二係

を

庶務係
給水係

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程(昭和40年6月県企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「(所属職員の人事、給与及び服務に関すること並びに物品の管理に関すること並びに予算の執行に関連のあることを除く。)」を削り、同項に次のただし書き及び各号を加える。

ただし、次に掲げる事務については、この限りでない。

- (1) 所属職員の人事、給与及び服務に関すること(所属職員の旅行命令及び復命に関すること並びに所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関するものうち主幹以外の所属職員に係るものを除く。)
- (2) 物品の管理に関すること。
- (3) 予算の執行に関連のあること。

第6条第1項中「2名」を「2名以上」に、「主に担当する課長補佐」を「主に担当する課長補佐。次項において同じ。」に改め、同条第2項中「その事務を主に担当する」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定によつて代決を得ることができないときは、専門員が担当する事務については専門員がその事務を代決する。

別表第1(局長専決事項)の項第8項中「課長及びこれに相当する職にある職員(以下「課長等」という。)」を「局次長及び課長」に改め、同表(局長専決事項)の項第9項中「課長等」を「課長」に改め、同表(局長専決事項)の項第10項、第12項及び第14項中「課長等」を「局次長及び課長」に改め、同表(局長専決事項)の項第22項中「関すること」を「関すること(計画的に実施される工事、作業及び試験に係るものを除く。)」に改め、同表(課長共通専決事項)の項第2項中「旅行命令」を「旅行命令及び復命」に改め、同表(水道課長専決事項)の項中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

別表第2左欄第27項中「(村山地区水道事務所長及び庄内地区水道事務所長を除く。)」を削り、同欄第28項を同欄第31項とし、第27項の次に次の3項を加える。

28 工業用水道供給規程第6条の規定による給水施設工事の施行の承認に関すること。

29 工業用水道供給規程第8条の2第2項の規定による受水槽等工事の施行の承認に関すること。

30 工業用水道供給規程第10条の規定による給水の制限又は停止に関すること(計画的に実施される工事、作業及び試験に係るものに限る。)

別表第2右欄第2項を削り、同欄第3項中「第26項」を「第27項」に、「第28項」を「第31項」に改め、同項を同欄第2項とする。

別表第3第1項中「第28項」を「第31項」に改める。

別表第4中「総務係」を「庶務係」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第11号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」に改め、同条に次の1項を加える

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料の額及び支給方法等については、第1項の規定にかかわらず、任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員の例による。

第7条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特定任期付職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「100分の180」とあるのは「100分の200」と、「100分の208」とあるのは「100分の218」とする。

第8条第3項中「前条第4項」を「前条第5項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第9条第2号中「(「独立行政法人」という。)」を「(「独立行政法人」という。国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。))地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(以下「地方独立行政法人」という。))に、「独立行政法人」を「独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人」に改め、同条第3号中「第7条第5項」を「第7条第6項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第12号

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生委員会規程(昭和53年3月県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第1号中「12名」を「11名」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第13号

山形県企業局工業用水道管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県企業管理者 細野 武司

山形県企業局工業用水道管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局工業用水道管理規程(昭和40年1月県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「制限等」を「制限等(以下「給水停止等」という。)」に改め、「企業管理者(以下「管理者」という。)の承認を得て」を削り、同条ただし書きを削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の通知は、給水停止等が、計画的に実施される工事、作業及び試験に係るものである場合並びに緊急やむを得ない場合を除き、企業管理者(以下「管理者」という。)の承認を得てしなければならない。この場合にあつては、管理者に通知の内容を報告するものとする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。